

～子どもの権利を保障する条例を制定します～
かごしましこ みらいおうえんじょうれい かしょう
「鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）」

そあん いけん よ
素案にご意見をお寄せください

いけんほしゅう
意見募集（パブリックコメント）

しみん
市民のみなさんへ

ほんしこ 子どもを社会全体で守り育てるという気運を醸成し、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来の生活にわたり夢や希望を
も 持つまちの実現を目指し、「鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）」の策定に取り
く 組んでおります。

このたび、条例の素案がまとまりましたので、市民のみなさんのご意見やご提案を
ほしゅう おお いけん よ
募集します。多くのご意見をお寄せください。

いけんとう ほしゅうきかん
意見等の募集期間

れいわねんがつにち きん れいわねんがつにち げつ どうじつけしんゆうこう
令和4年9月30日（金）～令和4年10月31日（月）[当日消印有効]

いけんとう ていしゅつほうほう
意見等の提出方法

ご意見等の提出の際は、別紙の記入用紙（任意の用紙でも結構です。）に住所、氏名
（法人または団体等の場合は所在地及び法人名等）、電話番号、素案に対するご意見等
をご記入のうえ、郵便、ファックス、電子メールなど、書面での提出をお願いいた
します。（郵送の場合は、備え付けの封筒をご利用ください。〔送料不要〕

ていしゅつ さき
提出先

メールアドレスの二次元コード

〈郵送・持参〉 〒892-8677

かごしましやましたちょう かごしましやくしよ ふくしか
鹿児島市山下町11番1号鹿児島市役所 こども福祉課

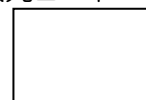
〈ファックス〉 099-216-1284

〈電子メール〉 kodomo-katei@city.kagoshima.lg.jp

※ご意見等は、鹿児島市役所ホームページの電子申請システム

からも提出できます。

でんししんせい
電子申請システム
の二次元コード



かごしまし
鹿児島市

うらめん
（裏面につづきます。→）

意見等の提出に際しての留意事項

(1) 対象となる方

- ① 本市内に住所を有する方
- ② 本市内に通勤・通学する方
- ③ 本市内に事務所又は事業所を有する方
- ④ 本市内の子育て支援施設等を利用する方

(2) 意見提出時の留意事項

- ① 住所、氏名及び連絡先を必ず記載してください。住所が市外の場合は、市内に通勤・通学又は子育て支援施設等を利用している旨を記載してください。
- ② 電話や口頭による意見提出は受付できませんので、文書で提出してください。
- ③ 匿名の場合は、書面で提出されても受付できません。
- ④ 期限を過ぎて提出されたご意見等は、パブリックコメント手続きによる意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

お寄せいただいた意見等の取扱い

- (1) お寄せいただいたご意見等につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見等に対する検討結果を市のホームページ、市政情報コーナー（みなと大通り別館1階）等で公表いたします。
なお、提出された個々のご意見への回答をご希望の方は直接お問い合わせください。
- (2) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

お問い合わせ先

鹿児島市 子育て福祉課 家庭福祉係
電話 099-216-1260（直通）
ファックス 099-216-1284
電子メール kodomo-katei@city.kagoshima.lg.jp

「^{かごしまし}鹿児島市 ^こ子 ^{ども}の ^{みらい}未来 ^{おうえん}応援 ^{じょうれい}条例
(^か仮称)」の^{そあん}素案について

^{いけん}意見の^{ほしゆうきかん}募集期間

^{れいわ}令和4年^{ねん}9月^{がつ}30日^{にち}（^{きん}金）～^{れいわ}令和4年^{ねん}10月^{がつ}31日^{にち}（^{げつ}月）[^{とうじつけしんゆうこう}当日消印有効]

^{いけん}意見の^{ていしゆつさき}提出先

^{ゆうそう}〈郵送・持参〉〒892-8677 ^{かごしましやましたちやう}鹿児島市山下町11番1号

^{かごしましやくしよ}鹿児島市役所 ^{こどもふくしか}こども福祉課

〈^{ファックス}ファックス〉 099-216-1284 〈^{でんし}電子メール〉 kodomo-katei@city.kagoshima.lg.jp

^{じゆうしよ}住所、^{しめいなど}氏名等をご記入ください

^{ひつす}【必須】

^{じゆう}住所（^{しよ}）

^{しがい}※市外の方は、^{かた}○をつけてください。

（^{しな}市内に通勤、^{つうきん}通勤、^{つうがく}通学、^{しな}市内に^{じむしよまた}事務所又は^{じぎやうしよ}事業所を有する、^{しな}市内の子育て^{こそだ}支援施設等^{しぜんしせつとう}を利用^{りよう}）

^し氏名（^{めい}）^{でん}電話（^わ）

^{にんい}【任意】※該当するものに○をつけてください。

^{ねん}年代（15歳^{さい}未満^{みまん}・16～19歳^{さい}・20代^{だい}・30代^{だい}・40代^{だい}・50代^{だい}・60代^{だい}・

70代^{だい}・80歳^{さい}以上^{じやう}）

意見募集を何で知りましたか

^{しみん}市民のひろば ・ ^し市ホームページ ・ ^し市の施設^{しせつ} ・ ^{たんとうか}担当課からの^{じやうほうていきやう}情報提供

^し市の公式LINE^{こうしき} ・ ツイッター ・ フェイスブック その他（^た）

いけんらん
【ご意見欄】

『Ⅰ ちくてき 目的・きほんりねん 基本理念』について

『Ⅱ やくわり 役割とせきむ 責務』について

『Ⅲ こ 子どものすこ 健やかなそだ 育ちのしえん 支援』について

◆た その他

かごしましこ みらいおうえんじょうれい かしょう そあん がいよう
【鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）素案の概要】

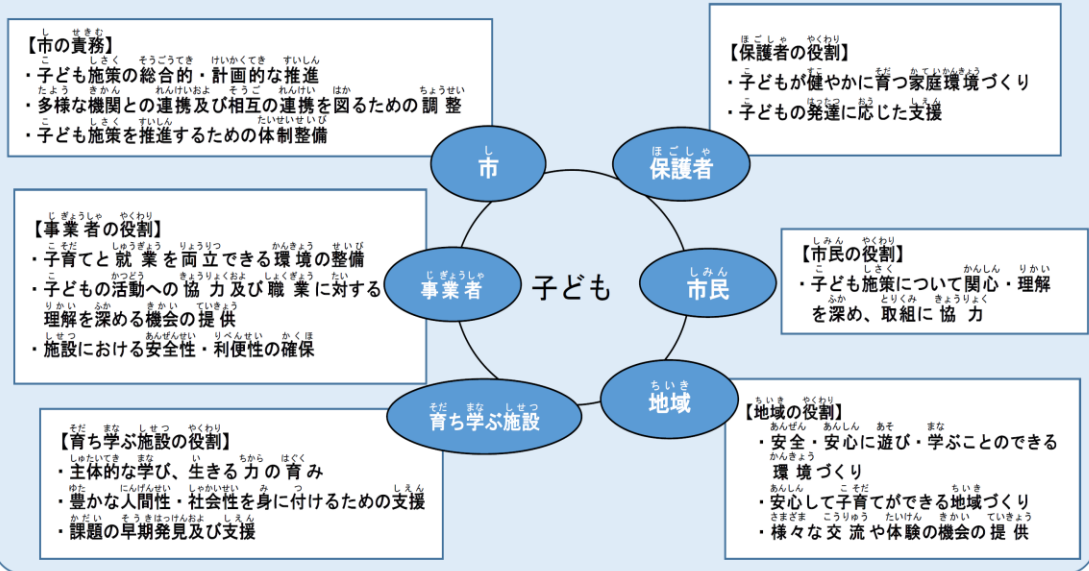
もく てき
目的

社会全体で子どもの権利を尊重することを基本とした子どもの健やかな育ちに関して基本理念を定め、保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現

きほんりねん
基本理念

- 子どもが権利の主体として尊重される
- 子どもの意見の尊重及び子どもの最善の利益の考慮
- 子どもが主体的に社会参加できる環境整備
- 各主体の自主的・主体的取組及び相互の連携・協力の連携・協力
- すべての人にとって優しいまちづくり及び総合的な取組

おも やくわり せきむ
主な役割と責務



こ すこ そだ しえん
子どもの健やかな育ちの支援

- ①安心・安全な環境の整備等
- ②子どもの居場所づくり
- ③子どもの意見表明及び社会参加
- ④子育て家庭への支援等
- ⑤育ち学ぶ施設とその職員等への支援
- ⑥子どもの状況に応じた支援
- ⑦相談機能の充実等
- ⑧広報及び啓発
- ⑨調査・情報収集等
- ⑩推進計画の策定

すべての子どもが健やかに成長し、
 将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現

1 制定の背景

子どもは、一人ひとりがさまざまな個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。

鹿児島市には、地域で子どもを大切に育んできた伝統があり、次代を担う子どもが、子どもらしく今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら、心身ともに健やかに成長することは、時代を超えた私たちの切なる願いです。

子どもは、本来、大人と同様に権利の主体として尊重され、基本的人権が保障されなければならないことはもちろんのこと、未成熟で、成長の過程にあることから、子どもにとって最善の利益が尊重される中で、生きる、育つ、守られる、参加するなどの子どもの権利がすべての子どもに保障されなければなりません。

近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、児童虐待や貧困、いじめ、不登校など子どもをめぐるさまざまな課題が生じており、これらは、子どもの人権と深く関わっています。

子どもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々とかかわる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にすること、他者を尊重する心を養い、規範意識などを身につけ、社会の一員として責任を果たすことのできる大人へと成長していきます。大人は、子どもを一人の独立した権利の主体として尊重し、その思いを受けとめるとともに、愛情を持って寄り添い、自立に向けて成長を支えていく必要があります。

日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約や子ども基本法などの趣旨を踏まえ、すべての子どもが生まれながらに持っている権利が最大限尊重され、その成長を社会全体で相互に連携、協働して支えることにより、生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持つるまちの実現を目指し、条例を制定します。

2 条例素案の内容

(1) 条例の目的

社会全体で子どもの権利を尊重することを基本とした子どもの健やかな育ちに関して基本理念を定め、保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定める

ことにより、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を
も
持てるまちの実現を目的とします。

(2) 基本理念

子どもの健やかな成長及び発達は、次に掲げる基本理念に基づいて推進する
こととします。

- ① 日本国憲法、児童の権利に関する条約及び子ども基本法などの理念に基づ
き、子どもが権利の主体として尊重されることを、すべての取組の基礎とす
ること。
- ② 子どもに関わることが決められる場合は、子どもの成長及び発達に応じ、
子どもの意見が尊重されるなど、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益
を第一に考慮すること。
- ③ 子どもは大人と共に社会を構成するパートナーであり、現在の社会の一員
としてだけでなく、未来の社会の担い手として、子どもが主体的に社会に
参加することのできる環境が整備されること。
- ④ 保護者・市民・地域・育ち学ぶ施設・事業者・行政がそれぞれの役割及び
責務に応じた自主的かつ主体的な取組を図るとともに、相互に連携し及び
協力することにより、子どもの健やかな育ちを支え合うこと。
- ⑤ すべての子どもたちの声や願いが届き、自分らしく過ごすことのできるま
ちづくりを進めることは、子どもだけでなく、鹿児島市に住み又は訪れるす
べての人にとって優しいまちづくりにつながるという理念を基礎とし、
福祉・医療・保健・教育・地域づくりといった、あらゆる分野がつながりを
深め、総合的な取組がなされること。

(3) 大人の役割について

① 保護者の役割

保護者は子どもの権利を保障し、子どもの養育及び発達についての第一義的
な責任があることを自覚し、また困った時はひとりで不安等を抱え込まず、
周囲に必要な協力を求めることも大切であることを認識し、基本理念に沿
い、以下の役割を果たすことに努めるものとします。

ア 子どもが心身ともに安らかに過ごすとともに、健やかに育つ家庭環境づくりを行うこと。

イ 乳幼児期から子どもの人格を認め、自尊心を育むとともに、子どもの発達に応じて基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を習得することができるよう支援すること。

②市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子ども施策及び取組に協力するよう努めるものとします。

③地域の役割

地域には、家庭における子育てを補完する機能があることを認識し、基本理念に沿い、以下の役割を果たすことに努めるものとします。

ア 地域が子どもの権利を保障し、また子どもの社会性や豊かな人間性を育む場であることを認識し、子どもが安全で安心して遊び・学ぶことのできる良好な環境づくりを行うこと。

イ 子どもへの目配り・声かけ等を通して、子どもが健やかに育ち、保護者や家庭が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

ウ 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及びさまざまな体験をすることができる機会を提供すること。

④育ち学ぶ施設の役割

育ち学ぶ施設は、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場所であることを認識し、基本理念に沿い、以下の役割を果たすことに努めるものとします。

ア 子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。

イ また、集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うこと。

ウ 施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことのできる場になるとともに、子どもに関する課題に早期に気づき、必要な支援を行うこと。

⑤ 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うにあたり、子どもの権利を尊重するとともに、社会的影響力と社会的責任を認識し、基本理念に沿い、以下の役割を果たすことに努めるものとします。

ア 雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、子育てと就業の両立に必要な環境の整備を行うこと。

イ 保護者、地域、育ち学ぶ施設及び市が行う子どもの育成に関する諸活動、又は子どもの主体的な活動への協力をを行うとともに、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供を行うこと。

ウ その所有し、又は管理する施設における子どもの安全性及び利便性の確保に配慮すること。

(4) 市の責務について

① 市は、基本理念にのっとり、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

② 市は、子ども施策の推進にあたっては、保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設及び事業者と協働するよう努めるとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとします。

③ 保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設及び事業者がその役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、相互に連携が図れるよう調整を行うものとします。

④ 子ども施策の幅広い展開その他の子ども施策の一層の充実を図るため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(5) 子どもの健やかな育ちの支援

子どもの健やかな育ちを支援するため、以下の内容を規定します。

①安全・安心な環境の整備等

ア 保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者及び市は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、子どもが健やかに成長することができる、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとします。

イ また、鹿児島島の豊かな自然及び文化芸術などが子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共に、その環境を守り育てるよう努めるものとします。

②子どもの居場所づくり

保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者及び市は、子どもが安心して過ごすことができるとともに、子どもが自然及び文化芸術などの触れ合いや遊びその他の体験又は年齢の異なる子どもや地域住民との交流を通じて、豊かな人間性を育むことができる地域の居場所づくりに努めるものとします。

③子どもの意見表明及び社会参加

ア 保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者及び市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど、社会に参加する機会を設けるよう努めるものとします。

イ また、子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動の支援に努めるものとします。

ウ 子どもの意見表明や社会参加の促進を図るため、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深められるよう、子どもの視点に立った情報提供を行うものとします。

④子育て家庭への支援等

ア 市、地域、育ち学ぶ施設及び事業者は、保護者が安心して子どもを
育てることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、
保護者が子どもを育てやすい環境づくりに努めるものとします。

イ また、ひとり親家庭をはじめとするさまざまな子育て家庭に対し、その
状況に応じた適切な支援に努めるものとします。

⑤育ち学ぶ施設とその職員等への支援

ア 市、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、施設の職員等が適切な子ども
支援ができるよう、必要な支援に努めるものとします。

イ 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、保護者や市民に対して、施設運営
などの情報提供を行い、お互いに連携・協働して、施設運営をするよ
う努めるものとします。

⑥子どもの状況に応じた支援

市及び育ち学ぶ施設は、子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰、その他
の身体的・精神的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるとともに、個別に
支援が必要であると考えられる子どもに対しては、その子どもの状況に応
じ、子どもの意思を尊重し、適切な支援を行うものとします。

⑦相談機能の充実等

ア 市は、子どもからの相談や子どもについての相談に対し、関係機関と
連携し、速やかに対応するとともに、相談内容に応じ、必要な支援を行う
ものとします。

イ その際は、子どもを含む相談者が安心して相談することができるよう、
子ども視点での多様な相談機会の確保及び相談機能の充実に努めるものと
します。

ウ 市は、市及び関係機関の相談窓口等の周知を図るものとします。

⑧こうほうおよ けいはつ広報及び啓発

市は、このじょうれい条例のないようおよ内容及びこのじょうれい条例のきてい規定にもと基づく子どもがすこ健やかにそだ育つ環境かんきょうづくりについて、子ども及び市民のこ理解をおよ深めるよう、りかい広報及び啓発をふか行うものとしおこなます。

⑨ちょうさ じょうほうしゅうしゅうとう調査・情報収集等

市は、子どもし施策をこ推進するため、し さく すいしん必要なひつよう調査及び情報ちょうさおよ収集等じょうほうしゅうしゅうとうを行うものとしおこなます。

⑩すいしんけいかく さくてい推進計画の策定

ア 市は、このじょうれい条例にもと基づくし さく すいしん施策を推進するため、すいしんけいかく さくてい推進計画を策定します。

イ このすいしんけいかく推進計画は、きほんほうだいこども基本法第10条第2項にじょうだい基づきこう策定するものとしおこなます。

ウ このじょうれい条例のうんようじょうきょうおよ運用状況及びこのじょうれい条例のきてい規定にもと基づくじぎょうとう事業等のじっし実施状況について、か鹿児島市子ども・子育て会議こそだにおいてかいぎ定期的にていきてき検証するものとしおこなます。